


技術基準策定手順書について

高圧ガス保安協会  
機器検査事業部

1


 業種分類(第5条)

1. 規格委員会毎に業種分類を設定

- ① 学識経験者
- ② 設備製造者
- ③ 設備使用者
- ④ エンジニアリング事業者
- ⑤ 材料製造者
- ⑥ 検査機関

2. 所属変更時は、所属変更届書(様式第2)を提出

2


 アドバイザー(第7条)

1. 委員長の求めに応じ、特定の議案について、委員会で意見を述べる又は書面で意見を提出する

2. 議決権を有しない

3. 任期は、委員会委員の任期満了まで又は特定議案の審議終了まで

3

 委員会の開催等(第8条)


1. 開催通知

- ・ 15日以上前までに通知
- ・ 日時、場所、主要議題及び公開・非公開の別を通知

2. 開催の公表

- ・ 15日以上前までにホームページで公表
- ・ オブザーバー登録を委員会開催日の3日前まで受付

4

 ワーキンググループ(第9条)


1. 構成

- ・ 3名以上
- ・ 委員長が指名した者
- ・ 委員又は分科会委員が1名以上

2. 運営

- ・ 原則、非公開で開催
- ・ 定足数は、委員の過半数
- ・ 全員の賛成で可決(議事録)

5


 プロジェクトマネージャー(第10条)

1. 検討議案の内容毎に専門的知見を有する委員等


2. 原案作成等の中心作業者

3. 委員長又は主査が指名できる


6

 分科会・解釈専門分科会の運営等  
(第12、13条)


1. 開催案内の方法及び定足数  
→ 規格委員会と同じ
2. 委員の代理者の手続き  
→ 規格委員会と同じ
3. 代理者の決議権
  - 分科会：書面投票に参加できない
  - 解釈専門分科会：決議に参加できない

 委員会等の書面投票(第15、16、17条)


1. 様式第7の投票用紙を使用(電子媒体も可)
2. 委員本人が必要事項を記入し返信
3. 書面投票結果は、永久保管
4. 分科会及び解釈専門分科会の書面投票期間は、7日以上

 パブリックコメント(第18条)

1. ホームページで規格案を公表する(様式第8)
2. 規格案の希望者には郵送で資料を送付する
3. パブリックコメントの結果をホームページで公表する(様式第9)
4. 提出された意見は、永久保管

 レビュー等(第19条) 1/2

1. 技術委員によるテクニカルレビュー
  - 書面投票及びパブコメを実施する規格案が対象
  - 実施期間は、
    - 書面投票の期間(15日間)
    - パブコメ募集期間(1ヶ月以上2ヶ月以内)

 レビュー等(第19条) 2/2

2. 技術委員によるプロセスレビュー
  - 規格制定までのプロセスに対するレビュー
  - 異議申し立ての受付又は異議申し立てへの対応終了後に実施する
  - 書面投票の結果、パブコメの募集方法及び期間、パブコメへの対応結果等の資料を技術委員へ送付する
  - 実施期間は、資料送付から15日間

 規格作成の公知(第21条)

1. 委員会が制定、改正、確認又は廃止の審議を行うことを決定した規格案を公表する
2. 規格案の名称、該当部分等をホームページ、高圧ガス誌等で公表する



### 事務局の責務(第22条)

1. 委員会資料及び決議事項(様式第10)を決議後10日以内にホームページに公開する
2. 提案者からの提案受付は書面で行い、管理番号を付けて管理する

13



### アソシエート(第23条)

1. 委員会又は分科会に常時参加することを希望し、登録された者
2. 委員長又は主査が、運営に支障を生じると判断したとき、登録を制限できる
3. アソシエートには会議開催案内を送付する

14



### 手順書の承認(第24条)

1. 策定手順書の制定、変更又は廃止は、委員会の決議を要する
2. 挙手による採決

15